

2021 第2回

憲法動画



コンテスト

日本国憲法は1947年5月3日に施行され、施行から74年を迎えました。

日本弁護士連合会では、平和と人々の自由及び人権を支え続けている日本国憲法の基本原則・役割を評価し、日本国憲法の理念が行き届く社会の実現のために、日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」を広く考える契機とすべく、ご好評いただいた2019年に引き続き、これをテーマにした動画(ショートムービー)を募集します。

市民のみなさんが伝えたい、みなさんの瞳に映る「人権の姿」を、動画(ショートムービー)にして自由に表現し、創作してみてください。

たくさんのご応募をお待ちしております!

2019年の入賞作品は以下のURLから視聴いただけます。

<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2019/191223.html>

伝えませんか?
あなたの瞳に映る
人権の姿

テーマ 「基本的人権の尊重」

日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」をテーマに、人権の大切さをわかりやすく表現する動画(ショートムービー)を自由に創作してください。

作品収録時間 90秒以内

部門 ①高校生以下の部
②一般(学生、専門学校生、社会人など)の部

募集期間 2021年11月1日(月)午前0時~2022年1月16日(日)
(1月17日(月)午前0時)
※いずれも日本時間

審査員 松島哲也さん(映画監督/日本大学芸術学部映画学科教授/
日本映画監督協会常務理事)

別所哲也さん(国際短編映画祭代表/俳優)
堀潤さん(ジャーナリスト/キヤスター)
青井未帆さん(学習院大学法科大学院教授)
荒中(日本弁護士連合会会長)
水地啓子(同憲法問題対策本部本部長代行)

問い合わせ 日本弁護士連合会人権部人権第二課
TEL:03-3580-9507

*応募フォーム・応募方法等の詳細は、
日本弁護士連合会ウェブサイトをご確認ください。



2021 第2回 憲法動画コンテスト

募集要項

1 目的

日本国憲法は1947年5月3日に施行され、施行から74年を迎えました。日本弁護士連合会では、平和と人々の自由及び人権を支え続けている日本国憲法の基本原則・役割を評価し、日本国憲法の理念が行き届く社会の実現のために、日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」を広く考える契機とすべく、ご好評いただいた2019年に引き続き、これをテーマにした動画(ショートムービー)を募集します。

市民のみなさんが伝えたい、みなさんの瞳に映る「人権の姿」を、動画(ショートムービー)にして自由に表現し、創作してみてください。

たくさんのご応募をお待ちしております!

2019年の入賞作品は以下のURLから視聴いただけます。

<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2019/191223.html>

2 応募要領

(1) テーマ 「基本的人権の尊重」

日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」をテーマに、人権の大切さをわかりやすく表現する動画(ショートムービー)を自由に創作してください。

(2) 応募資格

①どなたでも応募可(グループでも可)

※ただし、20歳未満の方が応募される場合は、保護者の同意を要します。

②募集要項の内容を理解した者

③YouTubeへの動画投稿が可能なアカウントを保有している者(新規に取得したもので可)

(3) 部門

①高校生以下の部、②一般(学生、専門学校生、社会人等)の部 の2部門

(4) 作品の収録時間 90秒以内

(5) 応募方法

①受付期間：2021年11月1日(月)午前0時~2022年1月16日(日)
(1月17日(月)午前0時)
※いずれも日本時間 必着

②応募方法

応募する動画(以下「応募作品」という。)をYouTubeに「限定公開」の設定でアップロードし、アップロードした応募作品が閲覧できるURLを必要事項とともに日本弁護士連合会(日弁連)が運営する本コンテストのウェブサイト(以下「本サイト」という。)上の応募フォームに入力し、送信してください。

YouTubeへのアップロード方法、タグの設定、利用規約等は、応募者において確認することとします。

応募フォームでの受付が正常に完了すると、受付確認として入力したメールアドレス宛に受付完了のメールが自動送信されます。

応募フォームで入力を要する必要事項情報に不備がある場合は、選考の対象外となる場合があります。

3 応募条件・応募上の注意事項

(1)応募者本人が撮影・作成したオリジナルの動画作品(アニメーションやCG、写真・静止画の動画加工等も可)で、未発表のものに限ります。

(2)本名による応募とします。匿名等での応募は受け付けません。

(3)グループで制作した作品の場合は、グループ名での応募を可とします。ただし、代表者名は必須とします。

(4)応募作品には、必ずタイトル(作品名)を付けてください。

(5)応募点数は1個人・1グループ(団体)につき2作品までとします。応募後の差し替えは認めません。

(6)未成年者の応募の場合、保護者からの同意を得ることを必須とします。同意確認は、応募フォームの確認欄で行います。

(7)応募作品の著作権は、応募者に留保されます。ただし、応募者は、日弁連に対し、利用範囲・期間・方法の制限なく、サブライセンス及び譲渡の可能な利用権を無償で付与するものとします。日弁連は、当該利用権に基づき、事前に応募者に通知することなく、応募作品を、適宜編集・加工し

た上で、日弁連ウェブサイト、公式Twitter、その他制作物等に使用することができるものとします。

(8)応募作品に、著作権、肖像権等第三者の権利侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、当連合会は対応しません。

(9)作品内容が法令に抵触する、公序良俗に反するなど当連合会が不適切と判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。

(10)作品の応募に際し、応募者は、応募フォームに設けた確認欄への入力により、上記応募条件全てに同意したものとします。

(11)撮影準備・撮影の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策(マスク着用・アルコール消毒・ソーシャルディスタンス確保等)を十分に行ってください。

4 賞

(1)部門ごとに、金賞1作品、銀賞1作品、銅賞1作品、入選3作品(上限)を表彰します。

(2)入賞者には、表彰状、図書カード、副賞(憲法関連グッズ)を贈呈します。なお、贈呈する図書カードは、次のとおりです。

【高校生以下の部】

金賞：5万円、銀賞：3万円、銅賞：1万円、入選：3千円

【一般(学生、専門学校生、社会人等)の部】

金賞：10万円、銀賞：5万円、銅賞：3万円、入選：3千円

5 審査員

以下、6名の審査員によって審査します。

松島 哲也さん(映画監督/日本大学芸術学部映画学科教授/日本映画監督協会常務理事)

別所 哲也さん(国際短編映画祭代表/俳優)

堀 潤さん(ジャーナリスト/キャスター)

青井 未帆さん(学習院大学法科大学院教授)

荒 中(日本弁護士連合会会長)

水地 啓子(同憲法問題対策本部本部長代行)

6 審査基準

下記2点を総合的に考慮し、審査します。

- (1) 個人一人一人の価値の大切さをわかりやすく伝えているか
- (2) 映像作品としての芸術性を備えているか

7 入賞作品・審査結果の発表

(1) 発表時期 2022年3月(予定)

(2) 発表方法

日弁連ウェブサイト及び出版物等関連媒体等で発表します。発表に際しては、応募作品の紹介とともに、応募者の氏名・年齢・住所(都道府県のみ)を掲載します。

なお、入賞者には、別途、文書及び電話にて連絡します。

また、YouTubeによる応募作品が入賞した場合は、応募者は日弁連からの求めに応じて記録媒体(DVD-R)に保存した作品データを提供することとします。

入賞者以外への連絡は行わず、審査結果に関する問合せは受け付けません。

8 表彰式

実施について、詳細は未定です。

9 問い合わせ先

日本弁護士連合会人権部人権第二課 TEL:03-3580-9507

10 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報は、当連合会のプライバシーポリシーに従って厳重に管理し、本コンテストの運営等のために使用します。

また、入賞者の氏名、住所(都道府県のみ)、年齢は、本企画及び関連企画に際して、当連合会ウェブサイトや作成物・各種媒体において公表します。